

⑥甲信越ブロック

質問 1-1 年齢	52 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	長野県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	II	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
利用者によっては減らす必要が生じます。介護保険の限度額に関わらず 1 ヶ月のサービス利用金額を設定している利用者は、その支援費分に相当するサービス量を減らさなくてはなりません。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
「利用料を払っているのだから、俺の言うとおりにやれ」と、権利意識のある利用者などは主張してくることが予想され、それらに対して否といえないのではないかと考える。介護支援専門員の「公平」という立ち位置が脅かされるのではないかと思われる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
未払いの未集金が増加することが予想される。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
高齢者にとって、介護保険法の主旨を理解してサービスを組み立てるということは、困難。「使いたいからお願いする。」というように、本人の意見が反映されたサービス内容になるかどうか、判断できる人がいない。今後の予測や予防を見通したサービス利用が難しいと思われる。体調や生活状況を考えた上で、生活に必要なサービスを導入するということが、セルフプランでは出来ないのではないか。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
しっかりした家族や利用者がセルフプランになることで、老老介護や独居、精神疾患や虐待などのいわゆる多問題ケースが多く残るのではないかと予想する。セルフプランの利用者とケアマネジャーの立案するプランの利用者との格差が生まれるのではないか。その際に双方のプランが比較されるのではないか。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
収入の減少			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
利用者や家族からの問い合わせなどに対して、窓口業務が急増することが予想される。介護保険法に不案内の市町村職員が、安易に対応することで、「ローカルルール」が増えてしまい、全国一律の法制度として成り立たなくなるのではないか。それらを監督指導することが必要となり、結果として、保険者も県も国も煩雑な対応が必要なるのではないか。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

質問 1-1 年齢	50 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	長野県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
意見を確認した利用者（家族）からは、「介護にかかる総費用がプラスになる。そのためケアマネのコストアップ分だけ調整（サービスの利用減）をしなければいけなくなる」という意見と、「千数百円くらいならば払っていかれる」という意見がある。おおむねは「コストアップは勘弁してほしい」という意見になる。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者負担を設けることでケアマネジメントの質が向上するという意見も聞かれているが、現在も報酬は得ていて、それに伴う社会的責任があることにはなんら代わりはない。質が向上するという意見の場合、現状では社会的責任を放棄し、質の低いケアマネジメントを垂れ流しているというだけのとんでもない意見である。また、利用者負担を設けることによって、「金を払っているんだから自分が使いたいサービスを使って何が悪い」という判断が生み出されると、生活の質の向上のためにケアマネジメントが存在できなくなる。「ケアマネジャー不要論」が背景にあっての議論かと疑う。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
利用者にとって真のケアマネジメントを展開することで「俺の思うようなサービスを組み立てない」という感覚から、「言いなりになって動いてくれる事業所」への契約変更が促進されることが危惧される。それによって「自立支援」なんてものはただの宣言のみで、実効性がまったくないものになり、さらに保険給付額は、不必要的サービスを率先して組み入れていくことになるために増額するだけのことしかない。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
ケアプランの作成は「提供する事業所を見つける」ことだけではない。「どのようなサービスを提供するのか」を考えることこそケアプランのもっとも大切なことであって、それが担保される保証はなく、セルフケアプランを増加させていくことは介護保険制度の本質にそむくものになりえる。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
契約者の減少、セルフケアプランに対する無償の協力が増え、ケアマネジャーの手間ばかりが増える。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
顧客の減少、ケアマネジャーが本来必要でない業務に時間を割かることによる本業の喪失。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者にとっては、プラン内容の確認の手間が増える。このとき確認者は、プラン内容を的確に判断する力が求められ、必要なないものを削除をしていくことも求められてくるが、それができる担当者は存在しそうのかが問題。それが担保されなければ「ただ何も確認せずに印鑑を押す」ということしかなくなる。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
財源だけで、それも小手先の、たかが 90 億円を節約するためだけに、将来にとんでもない禍根を残すことになる。こんなばかげたことを考えている暇があれば、もっと他にすべきことがあるはず。			

質問 1-1 年齢	-	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	長野県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	II	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
利用者様の負担が増えることになると必要なサービスが利用できなくなる可能性があります。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
原点に立ち戻り、今までなぜ利用者負担が無かったのか?の理由を考え直してください。今でさえわずかな報酬で燃え尽きるまで仕事をしている状況です。これ以上精神的な負担を強いるのであれば、はじめからこの職種を作らなければよかったですのではないでしょうか?あまりにも勝手な政策に労働意欲がなくなってしまいこの仕事をしたいと言う人がいなくなってしまいます。それがねらいなのでしょうか?			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
今でさえ、不適切なサービスを提供している事業所があり適正なサービスを提供していただけるように苦慮しています。身障者自立支援法によるサービスを利用していた方達が、制約の多い介護保険サービスを利用する状況が増えるでしょう。権利は大切ですが、秩序も何もなくなってしまい。はじめに仕事をしている事業所ほど敬遠されてしまうことでしょう。利用者負担を導入したところで介護保険費抑制は絶対にできず、さらに利用者様にとって良い影響をあたえることはないと断言できます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
今でさえ権利意識の高まりと共に、辛い思いをしているケースが増えてきているのに、やる気のある介護支援専門員がいなくなり、これからしてみようと言う人材も少なくなっていくことでしょう。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
質が向上し志をもった仕事をした結果に見合った報酬が得にくくなり経営が成りたたなくなる事が予想されます。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者は今ケアマネがしている業務をするだけの体力と、やる気があるでしょうか。今でさえ介護認定結果が出るまでに 2 ヶ月～3 ヶ月かかり業務が停滞している事実が一向に改善されていない実情があり、さらに適正化を指導することが可能でしょうか。考えるまでもなくマンパワーが不足します。そのための人員費こそ税金のムダ使いそのものです。保険者の負担は市民の負担、結局は自分に戻ってきます。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
居宅介護支援費の利用者負担導入を協議する前に、他にするべき事がもっと有るのではないかでしょうか?今でさえ悲鳴をあげながらも使命感を持って仕事をしている私たちをこれ以上苦しめないでください。制度施行時一番苦しんだケアマネジャー走りながら考えるなどと勝手な政策の犠牲者の集まりです。単純に計算してみても明らかです。			

⑦東海ブロック

質問 1-1 年齢	51 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	三重県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
サービスを控える傾向になると考えられます。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
ケアプラン作成をセルフケアプランにする利用者が出てくると思います。それにより、居宅介護支援費が減少し、居宅介護支援事業所の経営がますます厳しくなると考えられます。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
経営が苦しくなり、存続ができない居宅介護支援事業所が出てくると思います。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
介護支援専門員が適切なケアプランを作成しているが、セルフケアプランになることで介護保険の適切な利用ができなくなる危険性が考えられます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護支援専門員の必要性がなくなるのではないか。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
経営が苦しくなり、存続ができない居宅介護支援事業所が出てくると思います。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
セルフケアプランになることで、保険者の仕事量は増え業務が滞る可能性が考えられます。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
居宅介護支援費の利用者負担は断固反対します。			

質問 1-1 年齢	49歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	愛知県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5~10年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に1割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月1,000円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
低所得者で独居の場合や、家族と同居していても経済的援助を受けられない場合、直接サービス量に影響することは起こりうるかもしれない。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者負担が導入されれば、ご利用の方の中には、「介護支援専門員の給料は、自分が払っている」という認識をもたれる方が出てくるかもしれない。その場合、担当介護支援専門員が適切な助言をしても聞き入れてもらえない、いわゆる「御用聞きケアマネ」になってしまふ危険性があると考える。高齢者福祉が、介護保険制度導入によって「シルバー産業化」している今、唯一福祉的要素をもつ相談援助業務の居宅介護支援にまで利用者負担を導入することは、中立性および質の維持・向上の観点からも、断固反対である。そして、もし利用者負担導入になったとしたら、「福祉」とは一体何なのかを役人の皆さんに問いたい！			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
事業所としての収入は増えるかもしれないが、その分介護支援専門員に対する要望や要求が増えてくるのではないか。また、介護支援専門員が作成するケアプランの内容に納得できなければ、次々と居宅変更する利用者も増えるかもしれない。介護支援専門員が自分の要求どおりにケアプランを作成しなければ、「御用聞きケアマネ」のように、利用者のしたい放題のケアプランを作成してくれる介護支援専門員が良い介護支援専門員で、自立支援をうたい、必要なないサービスを導入しない介護支援専門員は悪い介護支援専門員という考え方をする利用者もでてくるのではないか。ケアプランの自己作成者が増えるかもしれないが、結局役所の仕事が増えて、役所に税金を投入するのであれば、利用者負担を導入する意味があるのかどうか疑問である。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
セルフケアプランを作成する人が増えることについては、悪いことではないと思う。しかし、役所がきちんと説明をして、対応してくれるのかどうか疑問である。また、利用者自身がサービスを探すことになるので、しっかりとした判断力をもつ利用者でなければ、介護サービス提供事業者の言いなりになる危険性もあるのではないか。第三者から「セルフケアプランの方が、居宅に頼むよりいい。」と聞いて、セルフケアプランに切り替えたものの、プランの作成からサービス提供事業者への対応まで、すべて自分でしなければならなくなることで、余計疲弊される介護者が出てくるかもしれない。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護支援専門員に対する間違った認識をもつ人が増えるのではないか。市町村が独自に行っているユーザー評価のアンケートの中に、「居宅の介護支援専門員は税金の無駄使い」と書いていた人がいらした。もし本当にそうならば、厚生労働省は何のために「介護支援専門員」という職を「介護保険制度の要」として、わざわざ新たに作ったのか。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
居宅の依頼は減るかもしれない。介護支援専門員としての質が、今まで以上に問われると同時に、利用者の好き嫌いで介護支援専門員が選ばれるようになるのではないか。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
セルフケアプランが増えれば、保険者の手間は増える。仕事が増えれば、人手不足で職員の補充が行われ、税金が投入される。税金が投入されれば、市民が払う税金にはね返り、税金が高くなる。結局、居宅の仕事は減り、利用者の手間は増え、税金は高くなる。いいことは何もない。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

質問 1-1 年齢	55 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	愛知県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
サービス利用を控えるようになる。負担額の増大により必要なサービスの利用ができなくなる恐れもある。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
今まで利用がなく支援費がないことも多いのに自己負担になると今まで以上に色々な要求が出て来る恐れがある。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
利用者の要求が増す。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
サービス事業者などに言われ必要でないサービスの利用が増える恐れがある。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
法に従い担当者会議や毎月の訪問等などを実施しているがその事をわざらわしいと思われている方も多くセルフケアプランが増え統一性がなくなり大変な思いをして実施していることが無意味になるように思われる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
利用される方が減る。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者のやるべき仕事が増える。高齢者虐待などの問題点が把握しにくくなる。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

⑧近畿ブロック

質問 1-1 年齢	60	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	大阪府	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	II	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
サービス量は減少する。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者のデマンド（要求）が強くなり、自立支援とはかけ離れたプランとなる。ケアプランを依頼する利用者が減少し、失業する介護支援専門員が続出する。その役割が低下することにより、給料が下がる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
利用者数の減少により、収入が激減し、収益が一段と悪化する。収益の悪化により、廃業に追い込まれる事業所が続出する。規模を縮小（介護支援専門員の人数減）する事業所が続出する。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことについて、利用者への影響について教えてください。			
セルフプランを代行する事業者がでてくることが懸念され、その弊害として、利用者の囲い込みが増加する、自立支援の原則にのっとった適正なケアプランとはかけ離れたものとなる。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることについて、介護支援専門員への影響について教えてください。			
一部の声として、介護支援専門員の質が向上することの期待がありますが、私はそうは考えません。セルフプランを代行する業者と比較されることにより、利用者のデマンド（要求）に沿ったケアプランとなり、「いうままでプラン」が横行することとなります。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることについて、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
当然のことながら、利用者数が減少する。収益の悪化を招く。事業所の縮小・廃止が大きく増える。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることについて、保険者への影響について教えてください。			
当然、担当窓口は大混乱となる。現況の人員では対応しきれず、行政は当然担当者を増やすことになるが、このことにより支出が増大する。今回の利用者負担は財政上の理由からと思われるが、保険者にとって、介護保険の収支が改善するとは思われない。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
自己負担を徴収しないことを前提に、制度設計がなされている。その前提条件が変わることによる大きな混乱は必至である。特に、自立支援の理念とはかけ離れたサービスが横行することとなる。また、システム自身が崩壊し、機能しなくなることが懸念される。以上のような理由から、利用者負担を導入することには断固反対である。			

質問 1-1 年齢	34 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	大阪府	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	II	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5~10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
低所得の利用者が現在利用しているサービス量が減るものと思われます。これは、言い換えれば弱者切りにも繋がりますので、「保険」とはいえないものだと思います。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
介護支援専門員の業務内容の説明責任をより明確化しなければならないと思います。基本的に、実質値上げは反発が大きいと思います。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
自立支援に反する要望（いいなりプランの作成に繋がる要望）が利用者・家族からより強く求められることが予想されます。当事業所は、特定事業所加算を算定しているので、他の事業所より負担額が上がりますが、それが、より利用者の減少に繋がることになると思います。行政が、決めた算定基準を頑張ってクリアしているのに、利用者には受け入れられない事業所になるのは本末転倒だと思います。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
私は、セルフプランを全面的に反対ですので、利用者への影響は、今と変わりはないと思われます。ただ、セルフプランを希望する方が増加すると思われます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
セルフプランから居宅に変更になった利用者の初期対応等に苦労すると思われます。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
利用者の減少が顕著に表れると思われます。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
まず、考えられるのが、保険者の仕事量が激増します。また、介護保険運営の質が大幅に低下したり、職員数の増加やランニングコストの増加等により公費の支出が増えますので、結果的に保険者の財政を悪化させると共に、10 年間培ってきた介護保険制度の信頼を一気に崩壊へと導く事になると思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
居宅介護支援費の利用者負担導入が介護保険当初から見送られた経緯をしっかりと見つめ直し、財政バランスのみに視点を置いた改正の具材の一つにしないで欲しいです。ただ、今回の経緯を踏まえ、私たち介護支援専門員は、利用者の自立支援に基づいたマネジメント力をもっと向上させ、改正の度に題材に上げられないような強固な力を身につけていく事も必要だと思います。			

質問 1-1 年齢	37 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	兵庫県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
決定的に減少する。何かを削らざるを得ない。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者に「金を払っている」という感覚が生まれ、要望が大きくなり抑えにくくなる恐れがある。今まででは、できる限り対等であり、介護支援専門員がサービス抑制できていた部分がある。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
徴収手数料という経済的負担を生み、事務負担の増加を生む。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
複雑な事務負担を担わなければなくなる。現在の介護認定更新手続きでも四苦八苦やっている状況で計画作成できる利用者は一握りであると思われる。また、計画作成できたとしても、使いたいだけ使い、何の目標もない計画となるであろう。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護支援専門員不要論が増大する恐れがある。介護支援専門員は制度の担い手という役割があるため、それが機能しなくなれば介護保険制度自体が破綻するのは明らか。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
潰れる。詳細は同上。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
事務負担の増大。職業として介護支援専門員がケアプランを立てる事自体容易な事ではないため、素人の利用者が計画するのは困難であり、そのフォローの担うのは必然的に保険者となる。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
介護支援専門員の質、ひいては必要性が問われている現状ではあるが、それでも制度の担い手として適正なサービス利用、または過剰サービスの抑制という役割は十分に果たしていると思われる。財源確保というならば、介護支援専門員の事務負担を軽減し、居宅介護支援費の単価を一先ず下げた上で、担当件数の拡大した方が、よっぽど財源確保できるのではないであろうか。			

⑨中国ブロック

質問 1-1 年齢	37 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	広島県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3~5 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
低所得者はサービス量の調整、減少が必要かと思われます。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者負担分の支払いが現金か口座からの引き落としになるかは不明であるが、どちらにしても手続きや金銭の管理に新たな手間が発生し仕事量が増えると思われます。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
1 割負担の支払いが困難な低所得者へはセルフケアプランを勧めるケースもあると思われます。現在私の事業所では 5~5 件前後の利用者がおられます、件数が減少することはあっても増えることはないと思われます。担当件数の減少により経営が難しくなるところも出てくると思います。また、1 割負担の導入により新たな書類作成や事務手続きが発生しますので、そのまま事業所の負担になると思います。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことについて、利用者への影響について教えてください。			
低所得者がセルフケアプランで介護保険を利用するケースが増えると思われますが、所得による配慮、減免も必要かと思われます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることについて、介護支援専門員への影響について教えてください。			
セルフケアプランが増えること自体に対しては反対ではありませんが、認知症や一人暮らし等のケースではケアマネが必要かと思われます。相対的に困難なケースの割合が増えるのではないかでしょうか。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることについて、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
担当ケースの減少、事務手続きの増加が予想され、デメリットはあってもメリットはありません。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることについて、保険者への影響について教えてください。			
保険者の業務が増え、人件費の増加により結局は増税になると思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
居宅介護支援費の利用者負担導入には断固反対です。			

質問 1-1 年齢	41 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	山口県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5~10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
国民年金程度の利用者は、負担が大きいからサービスを減らして欲しいと希望が増え、支給限度額内で算定するのであれば、通所は 2 ~ 3 回程度、訪問介護も週一回分ぐらい減らすことになる。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
相談調整料で負担が生じるため、相談に応じるということは請求も生じということになり、利用者家族に関与にくくなる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
負担があるなら相談しないというような利用者が増え、担当件数も減り、事業所収入も落ちる。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
利用者や家族だけでは、どのような支援が必要なのかという見極め選択、サービス事業所の調整や本当に必要なサービス内容の詳細確認、依頼ができないことになり、利用者がどうして良いのか分からず困る。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
担当ではないのに結局分からないことの問い合わせや相談、書類作成などを度々受けることになり、後は自分でするから良いと無償で行うだけで時間をとられる。担当件数の減少ということにもなる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
質の向上のためにと特定事業所加算を受け、現在の担当件数を見込んで 3 人以上常勤ケアマネを配置していても、担当件数が減ることで赤字事業所が増え、事業所収入も減ることでケアマネのリストラも起こりうる。質も低下していく。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
セルフケアプランでは、保険者の窓口に問い合わせや相談が増えたり、ケアマネの精査が行われないため、サービス事業所の積極的なサービス提供なども起こり、必要でないサービスも受けることになってサービスの押し売りなどが生じ、給付が増える。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
今まで専門職として研修を徹底的に受け、ケアマネジメントの質を向上させることで、利用者及び家族の生活を守り、医療との連携を図って地域の社会資源などにも働きかけ、保険だけに頼らない自立支援も支えてきたという思いがある。このような研修や専門的な仕事は何だったのか。専門的な支援が利用者家族にできるのなら社会で支える介護保険なんて最初からいらないのではないか。介護保険の要の役目といわれるが、結局何でも責任を押し付けられる都合が良い職種ではないか。利用者負担が生じれば、金銭的余裕が無い方々は保障が受けにくくなる。医療介護は人が生きていくうえで誰もが最低限の療養生活を遅れるという社会保障ではないのか、と疑問を多く感じる。			

質問 1-1 年齢	38 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	広島県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5~10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
確実に他のサービス料を減らしたり受診を控えるなどの給付抑制の方向に働く。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
保険料という公金を扱う立場でありながら、1 割負担を求めるることは利用者に迎合したプラン作成・間違った意味での利用者満足度向上の仕事へと転換していく恐れがある。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
前述のように利用者と制度と経営にケアマネジャーが板ばさみになる。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
自己選択と自己決定は大切であるが専門家の援助を受けながら負担なくできることに意味がある。給付管理からセルフとなると高齢者世帯などは対応できない。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
利用者の生活を考えるとセルフケアプランへの援助、あるいは許されないが 1 割負担を徴収せずに支援するということも考えざるを得ない。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
同上			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
現在のマネジメントの仕組みや担当者会議・医師との連携などが困難になり給付管理や制度そのものが崩壊する。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
断固反対です。			

⑩四国ブロック

質問 1-1 年齢	53 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	愛媛県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5~10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
居宅介護費の利用者負担が出る分、生活上必要と思われるサービス量を制限してくる事もあると思われる。 (要介護区分の変更申請後でも、生活上の支援が介護保険だけでは足らず、自己負担が生じている利用者もいる)			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
1 割負担していると権利を全面にして、自立支援とは沿わない要望をされる利用者、家族が出てくるかもしれません。中立、公正の立場での提案がし辛くなる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
特定事業所加算がない分、弊社を選択される利用者が増えるかもしれない。(しかし、介護支援専門員の専門性が評価されないのは、介護支援専門員が専門職と大きく社会で評価されず、利用者にとっては適切なサービス選択に繋がらなくなることが、心配です。他の専門職と対等にやりとりできる職種に発展する阻害因子になると思います。)			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
直近の心地よい状況に向けるだけのサービスを選択される傾向が出るのではないか。その上で今後予測される状況の回避対応が遅れることが心配される。(広い視野に立った選択ができない)たとえば、同じ訪問介護でもそれぞれに特色があり、利用者の状況に応じて提案することがあるが、サービス事業所が直接利用者に宣伝する事が増えて、利用者とのミスマッチが増えて、サービス効果があがらない事が増えるかもしれない。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
利用者の減少になり、経営の存続ができなくなることもある。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
相談件数が増えて、従来の業務に支障をきたすことがあるかもしれない。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
現在、介護保険でのサービスが無くて、病院から施設への橋渡し的支援を行った場合、無償での対応をしているが、それについて利用者負担を導入して居宅介護支援費を出して欲しい。			

質問 1-1 年齢	54 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	香川県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	II	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
多分、サービス量は減ると思う。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者から不満が出て、対応に苦慮すると思う。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
利用者から不満が出て、対応に苦慮すると思う。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
利用者が自己プランを立てることは難しく、混乱を招くと想像される。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
セルフプランを立てる利用者と同等の立場になる事は今までの資格や研修が何だったのか不満が出ると思う。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
利用者数が減る事業所の運営が厳しくなると思う。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
対応が大変困難になると思う。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
保険料、利用料が高くなるかもしれないのに、そのうえ、居宅介護支援費まで自己負担になると、利用者、家族から不満が増えると思う。居宅介護支援費は（だけでも）今まで通り、自己負担なしで継続して欲しい。			

質問 1-1 年齢	45 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	香川県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。	<p>たかが 1,000 円、されど高齢の利用者には 1,000 円でも負担増であると考えます。1,000 円あれば訪問介護サービスがもっと入れる、1,000 円あればデイサービスにもう一回行って気持ちよい入浴ができたり、お友達とのおしゃべりができる。逆に、ケアマネに 1,000 円払わなければいけないからサービス利用を減らさなければならなくなる。</p>		
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。	<p>お金を払っているのだから・・という意識が強くなると 今でも時間関係なく電話連絡が入ったり時間外対応に追われているのが もっと家族に求められるような支援を要求されるのが正直怖い。</p>		
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。	<p>利用者負担により利用者がサービス利用をしなくなる我慢することが増える懸念。ケアマネの対応に対するクレームの増加。サービス利用の減少によって居宅介護支援事業所へも利用者減という現実に向き合わなければならなくなる懸念。</p>		
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。	<p>セルフケアプラン・・本当にサービスを求めている利用者や家族にできるのか？悪徳業者の介入はないのか？</p>		
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
わからない			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
わからない。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
対応窓口の事務量の増加			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
介護を必要としている社会的に弱者である高齢者の方々に、これ以上精神的・経済的に負担をかけないでいただきたい。福祉・・・って何？			

⑪九州・沖縄ブロック

質問 1-1 年齢	39 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	沖縄県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	II	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5~10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
沖縄県には低所得の高齢者が多く、また、高齢者を支えるご家族も低所得の場合が多い。その中で、介護サービスの利用を金銭的な理由から制限されている方も多く。施設への入所も出来ず、ぎりぎりの介護サービスで在宅介護が行われている現状がある。そういった、現状の中でたとえ 1,000 円の利用料といえども、無駄に出来ないという心理が働き、サービスの利用がスムーズに行えなく可能性が高い。相談、プランニングは無料という状況で気軽に介護支援専門員へ相談でき、金銭面の相談も行いながら、サービス利用が出来ている現状が崩壊する可能性もある。そうなると、ご家族への更なる介護負担となり、高齢者虐待等の新たな問題へと発展する可能性もある。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
本人とご家族との信頼関係構築にあたり、利用料が発生するとなると、集金や未納といった問題も出てくる。そうなると、気軽に相談出来るという状況では無くなり、信頼関係の構築に支障をきたす可能性が高い。また、場合によっては、利用者の方的なサービスの希望を受け入れるしかなく、専門的な支援が出来なくなる可能性もある。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
集金や未納といった問題。また、経理的に負担が大きく。現状で事務員を置くことも出来ないので、管理者等への事務負担が大きくなり、事業所運営が難しくなる。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
要介護高齢者またがご家族に専門的な知識が必ずしもあるとはいはず、単に利用したい介護サービスを利用する状況がおこる。その結果、要介護状況の悪化やサービス事業所との直接のやりとりで不利益をこうむる可能性がある。また、本人に必要なサービスというよりご家族に必要なサービスに偏ることが考えられ、本人への権利侵害も可能性がある。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
セルフプランで単に利用したいサービスを利用出来るようになれば、これまで、介護支援専門員として培ってきた、知識や経験が社会へ還元されなくなり。また、介護支援専門員の存在意義さえ問われる事になる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
利用件数の減少は直接、収入減へつながり、経営悪化が予想される。そうなると、現在、行っている、行政への協力や地域支援といった、プランニング以外の事が出来なくなる可能性が高い。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
給付に関するトラブルや効果や改善を期待出来ない介護サービス利用に財源が使われる事になる。地域支援で居宅介護支援事業所の協力は得にくくなる。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
かかりつけソーシャルワーカーとして給付の有無に関わらず、要介護高齢者の相談に応じている。相談無料とする事で実現出来てるので利用者負担導入には反対。			

質問 1-1 年齢	50 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	大分県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5~10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
ご利用者へ 1 割負担をお願いすることは、困難と思われます。現在のサービス利用費も 1 割負担が重く支払えないために利用を差し控えられている方から、居宅支援費をいただくことは難しく、自己作成について助言を行う必要が出てくると思われます。よって利用者は激減すると予想されます。具体的な量は予測不可能。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
制度改正の説明・同意をいただくという新たな負担が増えるうえ、1 割負担金の徴収など事務負担も増え、本来行うべき支援が十分に行えなくなることが予想され 精神的重荷となり今後介護支援専門員としての職を継続しがたい状況に陥るとおもわれます。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
現在でも事業存続に不安のあるところ 事務量の増大など事業存続が困難な状況に陥る。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
セルフケアプランを作成できる方であれば問題ないと考えますが、これができるような方が介護認定を受けられている方の何割いらっしゃるでしょうか・・? 弱いものいじめの介護保険では本欄の自立支援という目的は果たせないと考えます。「お金のある方は、ケアマネを利用でき、お金のない方は苦しくても自分で何とかしなさい」と言っているようなものです。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
セルフケアプランの作成について助言や援助が必要となるが、それを指導するのは保険者の仕事と考えますがこれまで気づいてきた利用者との信頼関係を考えると心情的に助言等も行わざるをえないと思います。これについての報酬もないとすれば問題多々。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
経営が窮地に陥ること必然			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
セルフケアプラン作成の指導を十分に行い、ご利用者の不利にならないよう心して当たるべきであり。保健者の負担も増えることは言うまでもない。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
居宅介護支援費利用者負担は、介護保険制度の根幹を搖るがるものであり断じて導入を阻止すべきである。			

質問 1-1 年齢	50 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	熊本県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5~10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超えることになります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
経済的に負担が増えるならば生活する為にサービス利用を減らし利用者の自立とはかけ離れた支援となる。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
金銭のやり取りが発生すれば訪問して相談支援する業務の中に遠慮あつたり認知症など精神的な疾患を抱えた方とのトラブルが発生すると思われます。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
介護保険サービスを利用することへの躊躇が生まれ契約数の減少が考えられます。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
現行地域ではセルフケアプランは実施されていないが、書類作成に対する高齢者の受け止め方としては負担感が増加しサービス利用を控えるようになると考えます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
専門職としての意欲が無くなり他の職業を選択するケアマネが増えると思います。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
利用者の申し込みが減る事は事業所としての経営困難へと繋がり廃止又は規模縮小する居宅が増えケアマネの就職先も減ると思います。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
手続き、書類作成、給付管理すべて窓口で指導又は代行しなければならなくなり介護保険の職員は対応する為に人員確保や対応する為のシステムの準備、指導する為の研修も必要となり対応出来る様になるまで時間がかかると思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
色々な生活環境、考え方を持つ利用者宅を一人で訪問し胸の内を伺い共に考えながら必要なサービスを提案するケアマネとして利用者に居宅介護支援を支払っていただく事はどんなトラブルが発生するか計り知れない。認知症の一人暮らしの方や高齢者二人暮らしの方との信頼関係を損なう事になりかねない。利用者負担導入には断固反対いたします。			